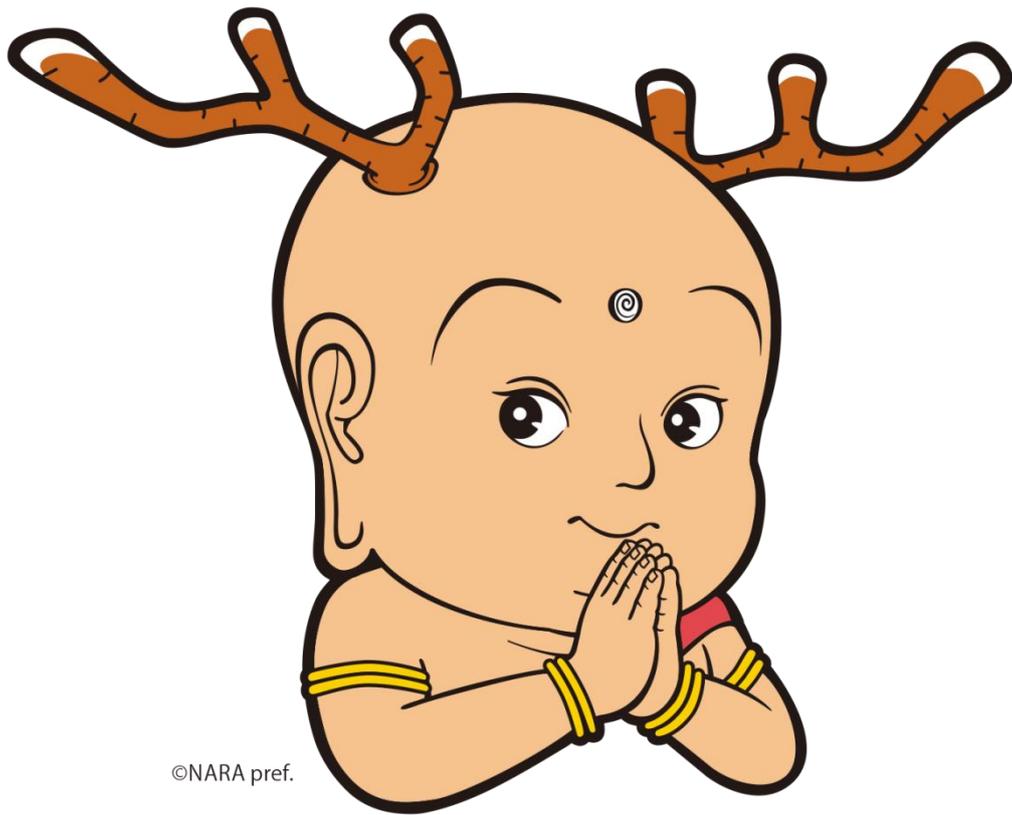


奈良県マスコットキャラクター せんとくんのご利用について



©NARA pref.

【運用マニュアル】

 奈良県

(2019年8月1日～)



はじめに

せんとくんは、2010年に開催された平城遷都1300年祭をアピールするため2008年に誕生し、国内外で活躍してきました。

平城遷都1300年祭開催後の2011年からも引き続き、奈良県マスコットキャラクターとして、奈良を訪れる人々を古都の様々な魅力に誘い、みんなで手を携えて奈良の新しい歴史を築いていくという役割に加え、日本国内外において、魅力溢れる奈良をPRしています。また、併せて奈良県政全般の情報発信などの役割も担う広報マンとして活躍しています。

本書は、「奈良県マスコットキャラクターせんとくん」（以下「せんとくん」という。）をご利用いただくにあたって、その使用方法と使用承認申請の手続きをまとめたものです。ご利用にあたっては、本書と併せてガイドラインをご参照いただき事前の使用承認申請をお願いします。

みなさまには引き続き、せんとくんを積極的にご活用いただき、せんとくんを通じた奈良県のPRにご協力いただきますようお願い申し上げます。

奈良県マスコットキャラクター せんとくん



©NARA pref.



マスコットおよびロゴタイプについて

正式名称	デザインエレメント	愛称・通称
奈良県 マスコットキャラクター せんとくん		マスコットキャラクター せんとくん
奈良県 マスコットキャラクター ロゴ	<p>せんとくん</p> <p>Sentokun</p>	マスコットロゴ せんとくんロゴ

※ これらの使用方法については、以下のガイドラインに規定しています。

1. 奈良県マスコットキャラクター等ライセンス使用ガイドライン 基本編
2. 奈良県マスコットキャラクター等ライセンス使用ガイドライン 応用デザイン編



使用承認基準

せんとくんの使用については、奈良県が定める使用要綱に即して内容について審査いたします。なお、次のような場合は使用を承認いたしません。

【資格要件】

使用申請者が次のいずれかに該当するときは承認しない。

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員
2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
3. 特定商取引に関する法律（昭和51年第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

【承認基準】

使用申請者が次のいずれかに該当する場合は承認しない。

1. 奈良県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
2. 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
3. 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合
4. 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
5. 奈良県の事業又は奈良県が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
6. 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
7. イラスト等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
8. せんとくんのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
9. 使用要綱の規定に従わないおそれがある場合
10. その他承認することが不相当と認められる場合

（留意事項）

- ※ せんとくんを使用する場合は、事前に必ず奈良県に使用申請を行い、承認を得てください。承認が得られないまませんとくんを使用された場合、直ちに使用を中止していただきます。また、使用を中止した場合に発生する損害及び費用について、奈良県は一切負担いたしません。
- ※ デザイン、試作品、完成品等に要する費用について、奈良県は一切負担いたしません。
- ※ 平成30年8月1日から上記資格要件と承認基準の一部要件（7号、8号）を追加しましたのでご注意ください。



使用料／使用方法／使用期間

1. 使用料

せんとくんイラスト等の使用は**無償**です。

※平成30年8月1日から使用要綱改正に伴い使用料を無償化

2. イラスト等使用方法

下記ガイドラインの規定に従い使用して下さい。

- ・奈良県マスコットキャラクター等ライセンス使用ガイドライン 基本編
- ・奈良県マスコットキャラクター等ライセンス使用ガイドライン 応用デザイン編

※ ガイドラインは **HP** に掲載 (PDF) していますのでダウンロードのうえご確認下さい。

※ デザイン制作にあたってはガイドライン (PDF) を **Illustrator** 等のデザインソフトで展開のうえ、必要なデザインデータを切り取ってご使用下さい。

※ 平成30年8月1日からイラスト使用の無償化に伴い、従来有償 (商品用) のみの使用に限られていた応用デザインの使用も可能となっています。

区分	使用対象	デザイン区分			
		PRメッセージ付 12ポーズ	12ポーズ (PRメッセージ無)	応用デザイン	
変更前	有償	商品	使用可能	使用可能	使用可能
		景品	使用可能	使用可能	使用不可
		広告	使用可能	使用可能	使用不可
	無償	使用可能	使用不可	使用不可	



変更後	全対象	全面的に使用可能
------------	-----	-----------------

3. 使用期間

使用期間は、原則として**2年間以内**です。

※ 使用期間終了後も引き続きせんとくんを使用する場合は、改めて使用承認申請手続きが必要となります。

※ 平成30年8月1日から使用期間は下記のとおり変更しております。

【変更前】1年間以内 (契約締結日から当該年度末3月31日まで)

【変更後】2年間以内 (年度に関係なく最長2年間)



使用申請手続き

申請に必要な書類に必要事項をご記入のうえ、ご提出下さい。ご記入いただく主な必要事項は以下のとおりです。

- ・ せんとくんの使用を希望される企業・団体名と担当者名、連絡先等
- ・ 使用目的
- ・ 作成するもの・こと（商品名・内容・種類・品種等）
- ・ 使用期間
- ・ 使用・頒布先
- ・ 販売価格（商品の場合の小売予定価格）、製作費（商品以外の場合の製作費総額）
- ・ 販売予定数・製作数

※ 大筋の流れは次項以降をご参照下さい。

※ 申請に必要な費用等は申請者のご負担になります。また、ご提出いただきました書類等は返却できませんのでご了承下さい。

※ ご不明点等があれば以下までお問い合わせ下さい。

【提出先・お問合せ先】

奈良県観光プロモーション課

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL:0742-27-8482

FAX:0742-27-3510



使用申請手続き

1. 申請書類を提出

【提出物】

- ・奈良県マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）
※複数種類を販売・製作する場合は別紙一覧表を添付
- ・企業・団体等の概要がわかる書類（パンフレット等でも結構です）
- ・デザインシート（様式）あるいはデザイン案及び、企画内容のわかるもの

※ 必要事項が申請書に書ききれない場合は、内容がわかる書類を別途添付して下さい。

2. 使用承認・デザイン審査

- ・資格要件や承認基準に基づき使用目的・内容等について審査をいたします。
- ・ガイドラインに沿って作成されたデザイン案（デザインシート）をご提出下さい。デザインが適切かどうかの審査を行います。
- ※ 審査は奈良県マスコットキャラクターせんたくん使用要綱及びライセンス使用ガイドラインに基づき行います。
- ※ デザイン修正を求められた場合は、修正後のデザインを再提出して下さい。
- ※ 審査結果が不承認であった場合は「奈良県マスコットキャラクター使用不承認通知書」の送付をもって通知に代えさせていただきます。

3. 使用承認書の交付

使用承認及びデザイン審査で承認された企業・団体には「奈良県マスコットキャラクター使用承認書」を交付いたします。

- ※ 原則として、使用承認書に記載の承認番号「奈せ第●●-●●●」を商品等に明記して下さい。ただし、要綱改正以前（平成30年7月31日以前）から継続して販売・製作してる商品等で、これによることができない場合を除きます。
- ※ 使用承認書に記載の使用期間を遵守すること。ただし、在庫処分等の期間はこれに含めない。なお、使用期間終了後、新たに商品等を製造する場合は、改めて使用承認申請手続きを行って下さい。
- ※ その他使用承認書に付した条件を遵守のうえ使用して下さい。



4. 完成見本の確認

実際の販売（配布）・使用の前に完成見本をご提出下さい。

【提出物】

・完成見本またはその写真等

- ※ デザイン案と完成見本が異なる場合、修正をお願いする場合があります。その場合は修正後の完成見本を再度提出して下さい。
- ※ 現物の提出が困難な場合、事前の承認があった場合に限りその写真等の提出をもって代えることができます。
- ※ ただし、製作するものが立体物（ぬいぐるみ・フィギュア等）の場合、事前に再現性を確認する必要がありますので、必ず完成見本を提出のうえ販売（配布）前に承認を受けるようにして下さい（修正を指示された場合は修正後の完成見本を再提出のうえ承認を受けて下さい）。



変更申請手続き

使用承認後、以下の項目に変更があった場合は変更手続きが必要になります。

- ・使用目的の変更
- ・使用期間の変更（※最長2年間以内）
- ・販売価格（商品の場合の小売予定価格）、製作費（商品以外の場合の製作費総額）の変更
- ・販売予定数、製作数の変更

（使用変更承認申請）

1. 申請書類を提出

【提出物】

- ・奈良県マスコットキャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）

※変更箇所が複数種類あり、様式に記載できない場合は別紙一覧表を添付

※ 新規商品の製造やアイテムの変更は新たに使用申請が必要です。

2. 変更内容確認・審査

変更内容を審査いたします。内容に問題がなければ、「奈良県マスコットキャラクター使用変更承認書」を交付します。

※ 審査結果が不承認であった場合は「奈良県マスコットキャラクター使用変更不承認通知書」の送付をもって通知に代えさせていただきます。



Q & A

Q1 せんとくんのイラストは誰でも使用申請できますか。

A1 基本的に誰でも申請可能ですが、使用申請にあたっては資格要件を設けています（P3 参照）。当該資格要件のいずれかに該当する場合は使用を承認することはできません。

Q2 個人で楽しむだけの目的で使用する場合でも申請は必要ですか。

A2 個人で楽しむ範囲内で使用いただく分（著作権法第 30 条（私的使用のための複製）に該当する場合）には申請は必要ありません。

（例）・営利目的ではなく、個人で楽しむことを目的として自作した「せんとくん」マスコットを身内にプレゼントする場合

- ・個人として、運動会や部活動の自分の子どもの応援グッズ（うちわ等）に「せんとくん」のイラストを使用する場合
- ・個人として市民マラソン等の大会に参加する際、「せんとくん」のイラストをプリントした T シャツ等を着用して参加する場合

ただし、以下のような使用に関しては著作権法第 30 条（私的使用のための複製）の範囲を超えますが、使用要綱第 5 条第 3 項の使用承認基準に抵触しない範囲内で例外的に使用を認めます。

- ・個人の Twitter や Facebook 等の SNS のトップ画面に「せんとくん」のイラストを使用する場合
- ・個人の SNS や HP、ブログなど記事として「せんとくん」のイラストを掲載する場合

Q3 イラストは無償でどのような場合でも使用することができますか。

A3 使用承認にあたっては承認基準を設けています（P3 参照）。当該基準のいずれかに該当する場合は使用を承認することはできません。

また、使用にあたっては使用要綱に定めている目的（奈良県の PR、県産品の販路拡大、奈良県の産業振興等に寄与すること）に沿った形でご利用下さい。

Q4 せんとくんのイラスト使用にあたっての注意事項はありますか。

A4 A1 や A2 のとおり資格要件や承認基準に該当しないことが前提ですが、使用にあたっては以下の内容に注意して下さい。

- ・ガイドラインを遵守したデザインでご使用下さい。
- ・せんとくんのイメージを損なう使用（たばこ・飲酒・ギャンブル、乱暴な表現等）はできません。

※せんとくんは元気いっぱいな男の子ですので、イメージを損なわないようにお願いします。

- ・せんとくんのイラスト等により誤認や混同が生じるような使用はできません（イ

ラストを使用することで商品等の品質を誤認する表現や出所を混同するおそれがある表現はできません。



Q & A

- ・特定の個人や団体等を公認・推奨するような使用はできません（特定の団体名が入った物を持たせる、衣装を着せる等）。

Q5 使用申請から承認までの期間はどれくらいかかりますか。

A5 申請内容にもよりますが、申請から承認まで概ね2週間程度の期間がかかると想定し、時間に余裕をもって申請して下さい。

Q6 申請書はメールやFAXでの提出も可能ですか。

A6 申請書には押印が必要ですので、申請書原本（紙ベース）で提出して下さい。ただし、デザイン案やその他押印が必要ない添付書類についてはメールでも可能です（ご相談等がございましたら問合せ先までご連絡下さい）。

Q7 承認を受けた商品などの使用期間に制限はありますか。

A7 使用期間は最長で2年間以内です。期間終了後引き続き使用する場合は、改めて使用承認申請手続きを行って下さい。

Q8 当初1年間の使用期間で申請したが、もう1年延長したい場合どのような申請が必要ですか。

A8 使用期間は最長で2年間以内まで延長が可能です。変更申請手続きにより使用期間延長の申請を行って下さい。ただし、当初の承認において既に2年間の使用期間が設定されている場合は延長することができません。

Q9 せんとくんのイラスト等を使用する場合の記載等必要事項はありますか。

A9 原則として、せんとくんイラスト等に近接して著作権表示「©NARA pref.」及び承認番号「奈せ第●●-●●●」を明示して下さい。ただし、平成30年8月1日からの要綱改正に伴う経過措置として、要綱改正以前（平成30年7月31日以前）から継続して販売・製作している商品等で、承認番号の明示できない場合を除きます。

Q10 変更申請をした場合、承認番号は変わりますか。

A10 変更申請の場合でも承認番号の変更はありません。

Q11 使用期間内に製造した商品等の在庫を、使用期間終了後も引き続き販売することは可能ですか。

A11 使用期間内に製造された商品等の在庫については、使用期間終了後も販売することは可能です。なお、使用期間終了後に新たに商品等を製造する場合は、改めて使用承認申請手続きが必要となります。